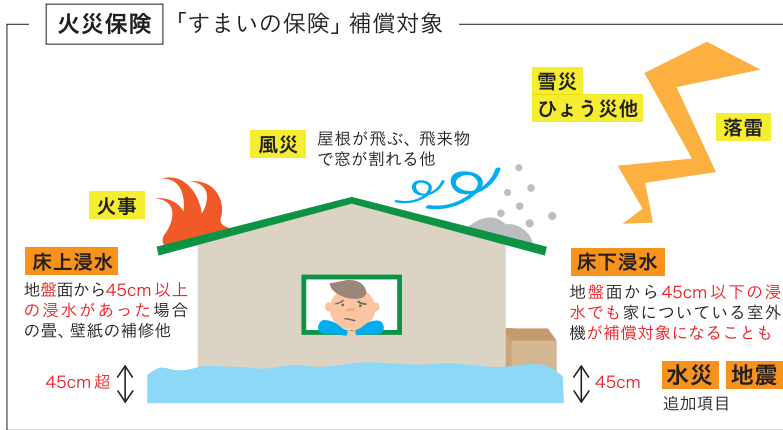


# お詫びと訂正

クリム6月号「特集 自分事考える風水害対策」の中の「ていねいに家のこと、日々のこと。」でご紹介した『地震、風水害に備える火災保険』の記事中に、一部誤解を招く表現と、間違いがありました。お詫びして訂正をさせていただきます。

\*今回の取材では、損害保険ジャパン株式会社の「すまいの保険」を例にご紹介しました。今回の訂正は「すまいの保険」の規約に基づいたものです。ご自身が加入されている保険内容とは異なる場合がありますので、ご不明な点はご加入の保険会社までお問い合わせください。

「床下浸水」は地盤面から45cm以下の浸水でも、家についている室外機が補償対象になることもあります。また、「床上浸水」は地盤面から45cm以上の浸水があった場合の畳、壁紙の補修他が対象になります。



記事中で使用した「火災保険の補償対象」を紹介するイラストに間違いがありました。赤字部分が訂正箇所です。

そもそも火災保険って、どんなもの？

P23

【訂正後】  
そして、もう一つがマンションに住んでいる場合。「マンションの上層階だと水が流れ込むことはないだろうと水災をつけていない方がいます。しかし、自然災害の場合に限って、排水管に損傷がなく、汚水が棟内の水道管を逆流しベランダから上層階の家の中に入ってきたというケースでは、水災の契約があれば補償されるので安心です。排水管に損傷がある場合については水災がない契約でもお支払いが可能な場合がありますので、損害があった場合、まずは保険会社までご相談ください」



【訂正前】  
(本文18行目から)そして、もう一つがマンションに住んでいる場合。「マンションの上層階だと水が流れ込むことはないだろうと水災をつけていない方がいます。しかし、下の階で排水管が詰まり、棟内の水道管を汚水が逆流して、ベランダから上層階の家の中に入ってきたというケースがありました。このような場合でも水災の契約があれば、補償されるので安心です」

記事中に誤解を招く表現がありましたので、以下のように訂正いたします。

水災補償がついているか確認を

P23

## いざ、その時に! 初動チェック!

「2 被害状況を記録する」、「3 見積もりを取る」の一部に間違いがありましたので、訂正いたします。

P25

### 3 見積もりを取る

(本文頭から) 修理をするための見積もりを取ります。この時に注意しないといけないのが、保険金は「現状復帰」が基本。それ以外にかかる足場の設置やブルーシートなどの金額は保険金からの支払いはできません。

\* 足場代は損害額に含まれます。

### 2 被害状況を記録する

(本文7行目から) 二つ目は、水災の場合だと「床上浸水は地盤面から45cm以上」という規約があるので、もし床上浸水したときは柱や壁の水の跡だけを撮影するのではなく、畳(床)と一緒に水跡を撮影して「どのあたりまで水がきたか」をきちんと記録しておくこと。

以上、訂正いたします。関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

この件に関するお問い合わせは <クリム編集部 ☎092-262-9255> までお願い致します。